

議案第13号

富津市職員定数条例及び証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市職員定数条例及び証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により改正された農業委員会等に関する法律が施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正するものである。

富津市職員定数条例及び証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

(富津市職員定数条例の一部改正)

第1条 富津市職員定数条例（昭和46年富津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(証人等の費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 証人等の費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。